

福島「放射能処理水」の海洋放出に対する疑念の表明

2023(令和5)年8月23日

福島原発事故の被害を考える会

五十嵐 義隆 (福島原発事故の被害を考える会 代表)

伊東 秀子 (弁護士、元衆議院議員)

1. はじめに

日本政府と東京電力は、東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射能汚染水を処理した水(処理水)を8月24日にも海洋放出する決定を発表した。この計画について政府は国際原子力機構(IAEA)が「国際的な安全基準に合致している」と承認したかのように喧伝し、メディアもそれに追随した報道を行っている。

しかし、IAEAの報告書は日本政府の海洋放出を承認したものではなく、処理水の海洋放出の安全性・正当性については全く審査していないのである。

そもそも放射能汚染水の海洋放出は、日本と周辺近隣国の人々の健康と生命の安全に関わり、国家の枠を越えた「人が安心して健康に生きる権利」の問題である。したがって、関係者や関係国の理解と納得が最も重視されるべきものであって、科学的見地から見て安全に対する懸念が払拭された後に実行すべきものであるのに、岸田総理は今回、国会での議論も全く経ずに海洋放出の実行を発表した。しかし、以下に述べるとおり、多くの根本的疑念がある以上、政府及び東京電力は、今後放出される処理水の放射性物質の成分に関するデータの詳細を公表し続けること、更に取り出した核燃料(デブリ)の今後の保管方法について、国民に対して説明することを求めるものである。

2. 処理水の海洋放出を巡る経過

- (1) 2011年の福島第一原発事故でメルトダウンした原子炉には、炉心に溶け落ちた核燃料(デブリ)を冷却するために毎日大量の水が注入されている。この核燃料デブリに直接接触して高濃度の放射性物質を含む汚染水は、原子炉建屋に流れ込む地下水や雨水と混入して、日々新たな汚染水を発生させている。東電はこの汚染水の放射性物質を「多核種除去設備(ALPS)」を用いて浄化処理し、トリチウム以外の放射線の規制基準を満たす「(ALPS)処理水」にして、1000基あまりのタンクに保管している。ところが、実際には、トリチウム以外の放射性物質を完全に除去することはできず、タンク内の処理水の約7割近くが、規制基準を超えていること(処理途上水)が明らか

かになっている。

にもかかわらず、東電は、このタンク保管容量が限界に達しつつあるため、処理水等の放射性物質の濃度が規制基準よりさらに下回るように海水で薄め、海底トンネルを通じて沖合約1 km先の放水口から海に流す計画を作成した。

一方、国は、2021年4月13日海洋放出処分の方針を決定し、その後IAEAに対して、東京電力作成の「放射線影響評価報告書」と原子力規制委員会による海洋水放出計画の審査プロセスがIAEAの安全基準に合致しているか否かの確認を求めた。これを受けてIAEAは、2023年7月4日、「国際的な安全基準に合致している」とする調査結果を公表した。

(2) この海洋放出に対しては、全漁連や福島の漁協をはじめ市民団体が強く反対してきたが、IAEAの調査報告書の公表を受け、中国や太平洋島しょ国からも反対の声があがっている。中国は次の理由から海洋放出に反対している。

- ① 原発事故で発生した放射能汚染水の海洋放出は人類史上前例がない。
- ② 日本政府は、「各国の原発も汚染水を海に排出している」と主張するが、排出しているのは冷却水であり、原発事故で溶け落ちた炉心に接触した汚染水ではない。
- ③ 溶け落ちた炉心と直接接触した汚染水には60種類以上の放射性核種が含まれており、その多くに有効な処理技術がないから、日本は関係国と共同してその処理方法を協議するべきである。

また、オーストラリア・ニュージーランドなどの太平洋諸国も、「放射性物質の海洋投棄は太平洋諸島にとって大きな影響と長期的な憂慮をもたらす。代替案を含むアプローチが必要」と海洋放出に反対を表明した。

(3) これらの反対意見に対し、自民党の茂木幹事長は、海洋放出を批判する中国に対して「科学的根拠に基づく議論を行うよう強く求める。中国で放出されている処理水の濃度はもっと高い」と反論した。

また、香港が「放出が実際に行われれば、東京・福島等10都県からの水産物の輸入を禁止する」旨発表したこと、中国政府も日本の水産物の輸入に対する検疫を強化していることについて、政府やメディアは「中国はトリチウムを日本以上に排出しているにもかかわらず、そのことを棚に上げ嫌がらせをしている」等中国に対する反発の世論をあおる動きをしており、海洋放出問題は中国との外交問題に発展している。

3. 処理水の海洋放出問題の本質

処理水の海洋放出問題は、国家の枠を越えた「全ての人間が安心して安全に生きる権利」「健康と生命の安全」に関わる問題であり、経済や外交の問題にすること自体が問題の本

質のすり替えである。人類史上、直接デブリに触れた汚染水の海洋放出の前例は無く、放射性物質に汚染された水を海に流すことの国際基準など全くない状況下で、IAEA の報告書によりお墨付きを得たということ自体が本末転倒である。したがって、政府は原発事故の当事国として、真摯に国際社会と向き合って協議を行い、科学的に安全・透明で各国の認める処理方法を共に検討するべきである。

4. 処理水の海洋放出の問題点

(1) IAEA の報告書は日本の海洋放出を承認も推奨もしていない

IAEA 報告書は、「処理水の海洋放出は日本政府が決定することであり、IAEA はその方針を推奨も承認もしていない」としており、IAEA 報告書は海洋放出の安全性や正当性を保証するものではないことを明示している。したがって、政府は IAEA 報告書が処理水の海洋放出にお墨付きを与えたかのように喧伝し、マスコミがそれに追随するのは明らかに「まやかし」である。

今回の IAEA の検証の範囲には、日本政府の海洋放出の決定のプロセスに対する評価は一切含まれていない。現に、IAEA のグロッシ事務局長は、NHK のインタビューで「日本政府は処理水をどう扱ったらいいかは聞いてきておらず、作成済みの基本方針を評価して欲しいとの要請であり、報告書は放出に対する日本の取り組みそのものへの評価である。」と語っている。したがって、海洋放出決定のプロセスについては、きちんとその正当性を検討するべきである。

(2) 処理水の海洋放出は福島住民にとって不利益である

政府は、海洋放出の処理の必要性について、タンクを撤去しないと廃炉が進まないことを理由にしている。そもそも、廃炉とは「炉心に溶け落ちた核燃料（デブリ）を外に取り出すこと」であるが、核燃料の取り出しは極めて高線量下での作業であり、人による作業はおよそ困難である。また、デブリを取り出せたとしても、そのデブリをどこに保管するかが問題であるが、政府はそれについても何ら具体案を示していない。

放射能の処理水の保管庫よりもさらに危険な核燃料デブリの保管庫を作ったならば、反って福島の漁業や観光業に対する風評被害は大きくなり、生計が成り立たなくなるであろう。いずれにしても、住民にとって海洋放出は不利益をもたらすものである。

(3) 政府が「海洋放出」に拘泥する理由

もともと政府は「海洋放出ありき」で議論を進めてきた。もし、処理水を海に流せないとなれば、トリチウムを海に流してきた原発の再稼働に支障をきたし、桁違いのトリチウムを流す使用済み核燃料の再処理工場の稼働ができないことになるだろう。また、政府が増設を促している新原発の稼働も危うくなるから、原発を推進する側にとって、処

理水の海洋放出は必須の条件なのである。

5. 政府及び東電が今後行うべきこと

(1) トリチウム以外の放射性物質の成分とそれに関する全データを開示し続けること

現段階ではALPSでトリチウム以外の放射性物質を完全に除去することはできず、トリチウム以外の放射性物質の濃度が規制基準を超えている事実（処理途上水）が明らかになっている（2021年12月16日現在、ALPSの処理水は33%、処理途上水は67%）。なお、通常の原因から海洋に放出される水は、炉心に触れた水ではないからトリチウム以外の放射性物質は含まれないが、今回放出予定の処理水は、直接炉心に触れ核燃料の溶解した水であり、それに対する安全性の国際基準など存在しない。したがって、放出される処理水の環境や人間の健康等に与える影響は不明であって、安全性に対する疑問がある。そのために、政府は処理水や処理途上水に含まれるトリチウム以外の放射性物質の成分に関するそのデータを公表し続けるべきである。

(2) 核燃料デブリを取り出した後の保管方法を具体的に明示すること

廃炉（核燃料の取り出し）の見通しが立っていない現状では、処理水の放出開始後終了する時期については全く不明である。となれば、長期間放射能汚染水等が発生し続けることが想定されるから、政府が「廃炉を進めるには海洋放出しかない」とした判断自体不適切だったことになる。プランクトンや海藻・魚など有機物の宝庫である海に何十年も処理水等を流し続けることについて、専門家からも安全性を疑問視する声が上がっている。したがって、廃炉により危険なデブリを取り出した後の保管方法について、政府は早急に明示する義務がある。

(3) 代替案も検討して呈示すること

上記のとおり、処理水の海洋放出には様々な疑念があるから、今後政府は「海洋放出」一辺倒ではなく、別の代替案の処理方法をも検討し続けるべきである。

代替案の処理方法としては、技術者・研究者も参加する原子力市民委員会が「大型タンクによる陸上での保管」及び「モルタル固化処分案」を提案している。「大型タンク」は石油備蓄等で実績があり、汚染水をセメントと砂でモルタル化して半地下の状態に保管する「モルタル固化案」は、既に米国のサバンナリバー核施設の汚染水処理で用いられている。

廃炉（核燃料デブリの取り出し）の見通しが立っていない以上、長期に亘って汚染水等が発生し続けることが明らかとなっている現在、政府や東電は上記の2つの代替案をも現実的な選択肢として真摯に検討し続けるべきである。

6. さいごに

我々は、放射性処理水による被害を受ける側の国民として、この問題に関する政府及び東電の対応を監視続けるものである。

以 上